

五月二十日付け申入れ事項について

住民の生活環境に大きな影響を及ぼすゴミ処分場建設計画に関して、住民感情を無視した一方的で強引な進め方に対して、五月二十日付けで地権者有志が計画の反対を表明し、大田市長ならびに市民生活部部长、建設部部长の三者に対し、左記二点と「受諾書」返却の申入れをしました。

一 「新不燃物処分場整備事業」に係る「測量調査・地質調査・生活環境影響評価調査」等において、市職員または市が委託した業者等が地権者に無断で私有地に立ち入らないこと。
二 「新不燃物処分場整備事業」に関する用件で、市職員、市議または市の委託した業者等が各地権者やその親類縁者に、いかなる連絡手段においても協力を依頼したり、家宅訪問したりしないこと。
三 上記申入れ事項への「受諾書」に、別途押印のうえご返却いただきますようお願いいたします。

この申入れにも関わらず、未だ約束の「受諾書」は返却されておらず、また六月十七日には白坏市民生活部長ならびに榎坂衛生処理場長の二名が、反対する地権者宅を資料を

持って戸別訪問していません。

このことについて、問題点を公開質問状のかたちで報道機関にも同文を通知したうえで聞きします。

市長として以下の質問に誠実に答え、説明責任を果たされ、このことにより精神的苦痛をこうむる地権者や親類縁者など関係者に対して謝罪するよう、強く要求します。また、回答をする際には六月三十日までに記者会見を開いて、この問題への説明責任を果たされるよう求めます。

公開質問状

一、地権者の申入れに対する「受諾書」を、大田市長は会見の席で「翌日お持ちする」と発言したにもかかわらず、未だ記名・押印された書類が返却されていません。市民との約束を無視するので返却してください。ただけの日時を具体的に示してください。

二、申入れにもかかわらず、六月十七日に白坏市民生活部次長と横坂衛生処理場長が反対する地権者宅を戸別に訪問しています。これは竹腰創一大田市長の指示によるものです。かかることも富田市民生活部長の指示ですか。この後法的な對抗措置を取らぬような行為は、今後法的な對抗措置を取らぬような証拠として記録しますので、責任者を明確にしていく

ださい。

以上2点の質問について、市民のための行政機関としての矜持を保ち、言い訳や論点のすり替えをせず、きちんと内部で話し合い、その結果を記者会見で公表するとともに、「宅野の自然と生活環境を守る会」を通じ、反対する地権者有志に文書で謝罪することを求めます。

平成二十一年六月二十三日

地権者 一 印

一 印

一 印

一 印

島根県大田市仁摩町宅野二十八番地

宅野の自然と生活環境を守る会

代表 山上光俊 印

島根県大田市大田町大田口一一一番地

大田市長 竹腰 創一 殿